

議案第 8 号

城陽市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例  
の一部改正について

城陽市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出  
(2022 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

城陽市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年城陽市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

現 行	改 正 後																																														
<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに<u>したが</u>い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第12条 団員には、次により報酬を支給する。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>年額</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td>182,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額</td> <td>132,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額</td> <td>72,000円</td> </tr> <tr> <td>分団自動車部長</td> <td>年額</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>分団本部団員</td> <td>年額</td> <td>31,000円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額</td> <td>41,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	年額	報酬額	団長	年額	182,000円	副団長	年額	132,000円	分団長	年額	100,000円	副分団長	年額	72,000円	分団自動車部長	年額	58,000円	分団本部団員	年額	31,000円	部長	年額	52,000円	班長	年額	41,000円	団員	年額	28,000円	<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに<u>従</u>い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第12条 団員に支給する報酬は、年額報酬（年額により支給する報酬をいう。以下同じ。）及び出動報酬（出動等に応じて支給する報酬をいう。以下同じ。）とする。</u></p> <p>2. 年額報酬は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>182,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>132,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>72,000円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>41,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>36,500円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	報酬額	団長	182,000円	副団長	132,000円	分団長	100,000円	副分団長	72,000円	部長	52,000円	班長	41,000円	団員	36,500円
階級	年額	報酬額																																													
団長	年額	182,000円																																													
副団長	年額	132,000円																																													
分団長	年額	100,000円																																													
副分団長	年額	72,000円																																													
分団自動車部長	年額	58,000円																																													
分団本部団員	年額	31,000円																																													
部長	年額	52,000円																																													
班長	年額	41,000円																																													
団員	年額	28,000円																																													
階級	報酬額																																														
団長	182,000円																																														
副団長	132,000円																																														
分団長	100,000円																																														
副分団長	72,000円																																														
部長	52,000円																																														
班長	41,000円																																														
団員	36,500円																																														

(費用弁償等)

第13条 団員が水火災、警戒及び訓練等の職務に従事する場合には、次の範囲内により費用弁償を支給する。

水火災の場合 1回につき 2,500円以内

警戒の場合 1回につき 2,500円以内

訓練、研修の場合 1回につき 2,500円以内

その他市長が必要と認めた場合 1回につき 2,500円以内

2 前項の場合を除き、団員が公務のために旅行した場合、城陽市旅費条例（昭和26年条例第22号）の定めるところにより費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の支給方法等については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に出動等の職務への従事を開始した場合について適用し、同日前に出動等の職務への従事を開始した場合については、なお従前の例による。

3 団員が災害に起因する出動、警戒、訓練、研修等の職務に従事するときは、出動報酬として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 災害に起因する出動の場合 1日につき8,000円以内の額

(2) 警戒の場合 1日につき3,500円以内の額

(3) 訓練、研修等の場合 1日につき3,500円以内の額

4 前項の場合において、1日は8時間とし、8時間を超えて職務に従事するときは、従事する時間に応じた額を支給する。

5 報酬の支給方法等については、別に定める。  
(費用弁償)

第13条 団員が公務のために旅行するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の支給方法等については、城陽市旅費条例（昭和26年城陽市条例第22号）の例による。

## 提案理由

令和3年4月13日付消防庁長官通知により、非常勤消防団員の報酬等について、新たに基準等が定められたことに伴い、城陽市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年城陽市条例第8号）について所要の改正を行いたいので、消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

消防組織法（抜粋）

（消防団員の身分取扱い等）

第23条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2

略

## 参考資料

### 城陽市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 の一部改正条例要綱

#### 1 改正の理由

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官)の通知により、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が定められ、出動報酬の創設、年額報酬額及び出動報酬額が規定されたことに伴い、城陽市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するもの。

#### 2 改正の概要

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準が定められ、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官)により通知された。

##### (1) 非常勤消防団員の報酬等の基準

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出動に応じて支払われる出動報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」(昭和39年消防庁告示第5号)に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出動報酬の額は、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)に関する出動については、1日当たり8,000円を

標準とする。災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

### 3 本市の改正内容

城陽市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例において、第8条を改正するとともに、第12条（報酬）第2項の年額報酬、従前各種出動に対して支給していた費用弁償を同条第3項の出動報酬として規定し、支給額を次のとおり改め、同条に併せて第13条を改正する。

現行	改正後
第12条第1項表中 「分団自動車部長 58,000円」	第12条第2項表中 削除
第12条第1項表中 「分団本部団員 31,000円」	第12条第2項表中 削除
第12条第1項表中 「団員 28,000円」	第12条第2項表中 「団員 36,500円」
第13条第1項中 「水火災の場合 1回につき 2,500円以内」	第12条第3項第1号 「災害に起因する出動の場合1日につき8,000円以内の額」
第13条第1項中 「警戒の場合 1回につき2,500円以内」	第12条第3項第2号 「警戒の場合 1日につき3,500円以内の額」
第13条第1項中 「訓練、研修の場合 1回につき 2,500円以内」	第12条第3項第4号 「訓練、研修等の場合 1日につき3,500円以内の額」

<p>第13条第1項中</p> <p>「その他市長が必要と認めた場合 1回につき 2,500円以内」</p>	<p>削除</p>
--------------------------------------------------------	-----------

### 3 附則

#### (施行期日)

この条例は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

#### (経過措置)

改正後の第12条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に出動等の職務への従事を開始した場合について適用し、同日前に出動等の職務への従事を開始した場合については、なお従前の例による。